

津幡町告示第61号

津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月26日

石川県津幡町長 矢田 富郎

津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する補助金を津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金として交付することについて、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町税等 津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。
 - (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類その他交付要件)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備えるものとする。

- (1) 申請日現在において町税等の滞納がない者
- (2) 暴力団員でない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者
- (3) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない者

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金事業計画書
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、津幡町カーボンニュートラル加速化事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に当該変更等の内容を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- (1) 役員の変更
- (2) 事業所の所在地の変更(町外への移転を除く。)
- (3) 連絡先の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか町長が軽微な変更と認める事項

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、津幡町カーボンニュートラル加速化事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第7条 町長は、第5条に規定する交付の決定を取り消したときは、津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金取消通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、津幡町カーボンニュートラル加速化事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置設備に係る経費の領収書の写し
- (2) 施工前後の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付の内容が適当であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金交付請求書（様式第8号）による申請者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の額の再確定)

第11条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を町長へ提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する実績報告書の提出を受けたときは、改めて額の確定を行うものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第3条第2項の要件に該当しなくなったとき。

(3) 国交付要綱、適正化法、規則及びこの要綱に違反したとき。

2 町長は、第7条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。この場合においてこの要綱の失効の日までになされた手続については、なおその効力を有する。

(津幡町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部改正)

3 津幡町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成21年津幡町告示第35号)を次のように改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を加え、附則に次の1項を加える。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。この場合において、この要綱の失効の日までになされた手続については、なおその効力を有する。